

## 4. 平成 27 年 1 月から相続税法の改正の内容

### (1) 相続税法の改正のポイント

平成 6 年以来、21 年ぶりの改正が行われた。

相続税の基礎控除額が 6 割に引き下げられた。

#### 昭和時代からの推移

- ☑ 昭和 33 年  
150 万円 + 30 万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和 39 年（東京オリンピック）  
250 万円 + 50 万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和 41 年（いざなぎ景気：昭和 40 年から昭和 45 年）  
400 万円 + 80 万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和 48 年（オイルショックによる狂乱物価）  
600 万円 + 120 万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和 50 年  
2,000 万円 + 400 万円 × 法定相続人
- ☑ 昭和 63 年（バブル景気：昭和 61 年から平成 3 年）  
4,000 万円 + 800 万円 × 法定相続人
- ☑ 平成 4 年  
4,800 万円 + 950 万円 × 法定相続人
- ☑ 平成 6 年  
5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人
- ☑ 平成 27 年  
3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人

## (2) 相続税の総額比較

### 1. 従前と改正後の相続税額の比較（法定相続分で分割した場合）

“お客さまが知りたい内容”

#### <例1> 課税価格 8千万円

- |                                     |                      |           |           |
|-------------------------------------|----------------------|-----------|-----------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人3人（配偶者と子2人）の場合・・・ | 今までゼロ     | 改正後 175万円 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人2人（子2人）の場合・・・     | 今まで 100万円 | 改正後 470万円 |

#### <例2> 課税価格 1.5億円

- |                                     |                      |             |             |
|-------------------------------------|----------------------|-------------|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人3人（配偶者と子2人）の場合・・・ | 今まで 463万円   | 改正後 748万円   |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人2人（子2人）の場合・・・     | 今まで 1,200万円 | 改正後 1,840万円 |

#### <例3> 課税価格 3億円

- |                                     |                      |             |             |
|-------------------------------------|----------------------|-------------|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人3人（配偶者と子2人）の場合・・・ | 今まで 2,300万円 | 改正後 2,860万円 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 相続人2人（子2人）の場合・・・     | 今まで 5,800万円 | 改正後 6,920万円 |

図表 16 相続税・税率構造の見直し <平成27年1月1日より適用>

相続税額 = ① × ② - ③

従前 平成26年12月31日まで			改正 平成27年1月1日以後		
課税財産①	税率②	控除額③	課税財産①	税率②	控除額③
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円	1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
			2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

### 2. アドバイスが重要な顧客層

特に、課税財産が8千万円までの方々へのアドバイスが重要になった。

### (3) 相続税の課税対象となった被相続人数

平成25年の被相続人数（死亡者数）は約127万人で、そのうち相続税の課税対象となった被相続人は約5万人。

### (4) 贈与税は安くなる場合も

平成27年1月1日から、祖父母や父母からもらう場合とその他の場合では、別の税率が適用されるようになった（500万円以上の場合）。

#### 例：1,000万円を親から子どもがもらった場合

- 従前  
40%の税率で、231万円の贈与税がかかる。
- 平成27年1月からの改正後  
30%の税率で、177万円の贈与税額になる。54万円安くなる。

図表 17 贈与税の速算表（従前）

贈与税額＝①×②－③

課税価格（基礎控除後） ①	税率 ②	控除額 ③
200万円以下	10%	なし
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

図表 18 贈与税の速算表（平成27年1月1日以降）

2種類になった。

- ① 20歳以上の者が直系尊属（両親、祖父母）から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造（特例税率）

課税価格（基礎控除後） ①	税率 ②	控除額 ③
200万円以下	10%	なし
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

- ② 上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造（一般税率）

課税価格（基礎控除後） ①	税率 ②	控除額 ③
200万円以下	10%	なし
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

## (5) 相続税が大衆課税化へ

- ☑ 相続対策には事前準備が不可欠  
銀行の営業推進の現状 → 指定金融機関の強みと盲点
- ☑ マーケットの大きさ  
マス富裕層とは（金融資産：3,000万円超から5,000万円未満の方々）

### 1. マス富裕層に多い属性

多数おられる。

- ☑ 共働きの現役夫婦（大手企業・公務員・教員など）
- ☑ 退職間近・退職直後の方々

### 2. 特徴

現状では対面営業をあまりされていなかった方が多い（ATMでのお付き合い）

- ☑ 富裕層と異なり、今までは資産管理・相続対策の提案を受けていない方が多い。
- ☑ 感謝の度合いが高い。  
（富裕層は過剰サービスを受けている）
- ☑ 拡大しやすい顧客マーケット  
良質なサービスを提供すると口コミで一気に広がる。

### 3. 「争族」になる可能性の高いケース

4つのケースと、その解決策の勘所

- ☑ ○○ばかり  
長男、同居の長女、相続財産の大半が不動産 ⇒ 遺留分の配慮など
- ☑ 二次相続  
夫の死亡後、妻は約16年生存（逆のパターンでは約10年）。
- ☑ 介護のお世話を特定の相続人のみがされた  
寄与分は「共同経営」のケースを想定
- ☑ とりあえず共有に  
遺産分割をきちんとすること、次の世代がさらに困る。